別表六の二（八）　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第３項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に掲げる連結事業年度又は法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する租税特別措置法第68条の９第６項第３号に掲げる連結事業年度において同条第１項又は第４項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二(十一)の表中「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の⑤」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の④」）」に改め、同表の記載要領中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加える。

別表六の二(十一)付表の表中「措法第42条の５第１項各号の該当号」を「旧措法第42条の５第１項各号の該当号」に、「構造、設備の種類又は区分」を「構造、用途、設備の種類又は区分」に改め、同表の記載要領第１号中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加える。

別表六の二(十一)の表中「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の⑦」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の⑥」）」に、「・・・（別表六の二(三)付表「２の④」）」を「（別表六の二(三)付表「２の①」）」に改め、同表の記載要領第１号中「、連結法人が」の次に「租税特別措置法第68条の11第２項若しくは第３項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

別表六の二(十一)付表の表中「機械装置等の名称」を「設備の種類又は区分」に改め、同表の記載要領第１号中「、連結法人が」の次に「租税特別措置法第68条の11第２項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加える。